

大和市告示第51号

大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱（平成30年大和市告示第198号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「（以下「補助対象者」という。）」及び「、かつ」を削り、同条第1号中「記載されている」を「記録されている」に改める。

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同項ただし書中「事案」を「交付の決定、請求その他の手続」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。